

利尻礼文サロベツ国立公園に係る国立公園管理計画案に関する意見募集の実施結果について

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、北海道地方環境事務所ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の閲覧・配付

(2) 意見提出期間

平成 19 年 2 月 20 日（火）～ 3 月 21 日（水）まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

北海道地方環境事務所

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出数 1 通

(2) 整理した意見の総数 4 件

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

1. 意見提出者の内訳

	メール	FAX	郵送	合計
個人	1			1
団体				0
計	1	0	0	1

2. テーマ別の意見件数と主な意見

項目	意見数
全体に対する意見	1
(1) 利尻管理計画区	
(ア) 許可、届出等取扱方針	
(イ) 公園事業取扱方針	3
(2) 礼文管理計画区	
(ア) 許可、届出等取扱方針	
(イ) 公園事業取扱方針	
(3) 海岸砂丘管理計画区	
(ア) 許可、届出等取扱方針	
(イ) 公園事業取扱方針	
(4) サロベツ管理計画区	
(ア) 許可、届出等取扱方針	
(イ) 公園事業取扱方針	

「利尻礼文サロベツ国立公園管理計画(案)」に対する意見の概要とその対応方針

該当箇所	意見の概要	対応方針	件数
1 全管理計画区 園地全域 (P32,P43,P54,P62)	園地における指導標、案内板の設置においては、内容を精査し、正しい情報を記したものを設置すること。	ご指摘の内容を踏まえ、指導標等の設置に当たっては、正しい情報となるよう内容を精査します。	1
2 (1)利尻管理計画区 (イ)公園事業取扱方針 2 道路(歩道) 姫沼ボン山線道路(歩道) (P31)	ボン山周辺には貴重な植物が生育しており、また狭い地域でもあるので、ボン山周辺の整備に当たっては、整備後の利用過多による植生破壊や外来生物の侵入等の問題が起きないように、留意すること。	ご指摘の内容を踏まえ、整備に当たっては、ボン山周辺の植生に影響を及ぼさないよう留意します。	1
3 (1)利尻管理計画区 (イ)公園事業取扱方針 2 道路(歩道) ボン山線道路(歩道) (P31)	オタドリボン山のルートの選定に当たっては、希少な自然環境が適切に保全されるよう、配慮すること	ご指摘の内容を踏まえ、ルートの選定に当たっては、沿線の自然環境の適切な保全に留意します。	1
4 (1)利尻管理計画区 (イ)公園事業取扱方針 3 園地 姫沼園地 (P32)	姫沼園地周辺には利尻島固有種のプラナリアが生息することから、再整備にあたっては、周辺環境への配慮とともに、水質環境にも配慮すること。	ご指摘の内容を踏まえ、姫沼園地の整備に当たっては、水質を含めた周辺環境の保全に留意します。	1

大雪山国立公園に係る国立公園管理計画案に関する意見募集の実施結果について

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、北海道地方環境事務所ホームページに掲載
- ・記者発表(プレスリリース)
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成 19 年 2 月 20 日 (火) ~ 3 月 21 日 (水) まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

北海道地方環境事務所

2. 意見募集の結果

- | | | |
|---------------|----|---|
| (1) 意見提出数 | 4 | 通 |
| (2) 整理した意見の総数 | 53 | 件 |

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

1. 意見提出者の内訳

	メール	FAX	郵送	合計
個人	1			1
団体				0
計	1	0	0	1

2. テーマ別の意見件数と主な意見

項目	意見数
全体に対する意見	1
(1) 利尻管理計画区	
(ア) 許可、届出等取扱方針	
(イ) 公園事業取扱方針	3
(2) 礼文管理計画区	
(ア) 許可、届出等取扱方針	
(イ) 公園事業取扱方針	
(3) 海岸砂丘管理計画区	
(ア) 許可、届出等取扱方針	
(イ) 公園事業取扱方針	
(4) サロベツ管理計画区	
(ア) 許可、届出等取扱方針	
(イ) 公園事業取扱方針	

「大雪山国立公園管理計画(案)」に対する意見の概要とその対応方針

該当箇所	意見の概要	対応方針	件数
1 (許可) (1)ア 特別地域及び特別保護地区【P26】	(1)許可、届出等取扱方針が適用されない公園事業の行為が(2)公園事業取扱方針の適用を受けることを明確に記載すること。	公園事業の執行として取り扱われる行為については、(2)公園事業取扱方針を適用することが明らかなことから、原文のとおりとします。	1
2 (許可)ア共通事項1工作物の新築(2)車道 基本方針【P27】	特別保護地区及び第1種特別地域を通過する車道の建設は行なうべきではないこと。	ご指摘を踏まえ、「特別保護地区及び第1種特別地域内においては、上記についても極力新設しない。」を「特別保護地区及び第1種特別地域内においては、上記についても原則として新設を認めない。」に修正します。 なお、特別保護地区及び第1種特別地域を通過しなければ施業地へ到達できない場合においても、自然環境及び風致景観を維持する観点から十分調整を図るという審査の方針は示しています。	1
3 (許可)ア共通事項1工作物の新築(2)車道 基本方針【P28】 (事業)ア共通事項4道路法面構造物【P38】	植生袋による緑化ではなく、在来種による緑化を検討すること。現在、外来種の繁茂している法面についてはそれを除去して在来種に置き換えること。	ご指摘を踏まえ、「この場合、植生袋による緑化を実施する。」を削除するとともに、5(2)ア4(1)も同様に修正します。 なお、外来植物については、管理計画書「6(2)イ」に考え方を示しており、関係機関と連携して拡散防止に努めます。	2
4 (許可)1工作物の新築(3)治山及び砂防施設【P29】	生態系に悪影響を与える治山ダムや砂防ダムの建設は、原則として認めないこと。	ご指摘の箇所は、治山及び砂防施設の整備については、審査基準に基づき、風致景観及び自然環境の保全上の観点から審査するという方針を示しており、それに基づき具体的な案件の判断がなされることとなります。	2
5 (許可)(4)鉄塔・電柱【P30】	送電鉄塔のルート変更に伴う跡地の修景について記載する必要がある。	風致景観の保全の観点から、ルート変更に伴う跡地の整理が必要な場合には、自然公園法第25条に基づく条件を付すこととされていることから、原文のとおりとします。	1
6 (許可)2 木竹の伐採【P31】	主要な展望地から見た際に、景観上問題が大きいと予想される場合も森林管理署と協議する必要がある。	森林の施業については、林野庁及び北海道が森林計画を策定し、それに基づき行われているところです。策定に当たっては環境省への協議も行われており、その際、自然公園法に基づく基準を満たしているか確認しており、景観についても考慮されていることから、ご指摘の文を追加する必要はないと考えます。	1
7 (許可)2 木竹の伐採【P31】	希少野生動物の生息等が確認された場合は、事業者等を含めて確認者等は確認後、速やかに、森林管理者に情報を提供すること。	ご指摘を踏まえ、「森林管理者に情報を提供し」を「生息等の情報提供があった場合には、速やかに森林管理者に情報を提供し」に修正します。	1
8 (許可)2木竹の伐採 基本方針【P31】	国立公園の天然林は過去の伐採で生態系が大きく破壊されたので、伐採を中止して復元を図ること。また希少野生動物の保護のため調査を義務づけること。	森林の施業については、林野庁及び北海道が森林計画を策定し、それに基づき行われているところです。計画策定に当たっては環境省との協議が行われており、その際、自然公園法に基づく基準を満たしているか確認しています。なお、希少野生動物に関する留意事項は、管理計画書「3 風致景観及び自然環境の保全に関する事項」に記載しています。	2
9 (許可)3(1)温泉ボーリング【P31】	ボーリング終了後に設置予定の施設を変更しようとする場合の扱いを記載すること。	ボーリング後の設置予定施設の計画変更については、設置予定施設の新築時等に行う個別の審査で対応することとなります。	1

該当箇所		意見の概要	対応方針	件数
10	(許可)3(3)採石 [P31]	主要な展望地から見た際に、景観上問題が大きい場合は関係者と協議すること。	風致の保護上著しく支障となるものについては、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準に基づき認められないことから、原文のとおりとします。	1
11	(許可)3(3)採石 [P31]	必要によっては採石跡地の修景を行うこと。	風致景観の保全の観点から、採石に伴う跡地の整理が必要な場合には、自然公園法第25条に基づく条件を付すこととされていることから、原文のとおりとします。	1
12	(許可)7植物の採取又は損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲又は殺傷及び動物の卵の採取又は損傷 [P33]	「絶滅のおそれのある種」すべてが法的に採取禁止ではない。採取の許可が必要なのは特別保護地区や指定植物などであり、正確に記載すること。	管理計画に記載される「許可、届出等取扱方針」は、自然公園法に基づく許可、届出等を取り扱う際の方針を示しているものであり、自然公園法の規制の対象とならないものについては、当該取扱の対象にはなりません。従って、原文のとおりとします。	2
13	(事業)ア1基本的要件 [P35]	大雪山国立公園が国民に提供するサービス、あるいは人々が行うレクリエーションは多様であり、あらゆる地域において同時に提供されるものではないことを踏まえる必要がある。	ご指摘を踏まえ、「国立公園の利用者に対し良好なサービスを提供すること。」を「国立公園の利用者に対し、各地域の特性に応じた良好なサービスを提供すること。」に修正します。	1
14	(事業)ア1基本的要件 [P35]	不要となった工作物は、生態系や景観の観点から速やかに撤去する記載が必要である。	ご指摘を踏まえ、「周囲の風致景観や自然環境を害さないよう、日常的に敷地内の整理整頓を実施するなど、管理委運営には特別の配慮を払うこと。」を「周囲の風致景観や自然環境を害さないよう、日常的に敷地内の清掃・整頓等を実施するとともに老朽化して危険となった又は不要となった工作物は撤去するなど、管理運営には特別の配慮を払うこと。」と修正します。	1
15	(事業)ア3 壁面の材料 [P36]	全面使用ができない場合は、できない理由を整理することを記載すること。	ご指摘の内容は、事業執行時の審査において整理されるものであり、明記する必要はないと考えます。	1
16	(事業)ア4(2) 幅員 [P39]	登山道の表記を統一すること。	ご指摘を踏まえ、「探勝歩道」及び「登山道」に統一することとします。	1
17	(事業)ア4(2) 幅員 [P39]	利用者の数に応じて2.5メートル程度までの幅員を許容することとするが、適用箇所及び幅員は路線ごとに定めること。	ご指摘の内容は、個別の道路(歩道)事業を執行する際の審査においてそれぞれ検討されます。	1
18	(事業)ア共通事項4道路(2)歩道 基本的考え方 管理 [P39]	トイレの設置は安易に行わず、携帯トイレの普及も合わせて行うこと。登山道の草刈は基本的にササ刈りやハイマツの枝払いなどに限ること。	トイレの整備を検討するに当たっては、歩道ごとに条件が異なるため、ご指摘の内容は重要であり、今後の業務の参考にさせていただきます。また、登山道の管理に関するご指摘の内容は、原文に含まれているものと考えます。	1
19	(事業)ア5 看板、誘導標識、表示板等 [P40]	各省庁・地方公共団体がプレゼンスを示すために標識類が設置されるものでないことを記載した上で、できる限り合同・共用で情報を提供をすること。	ご指摘を踏まえ、「看板、誘導標識、表示板等は必要最小限とする。」を加えます	1

該当箇所		意見の概要	対応方針	件数
20	(事業)ア共通事項4道路照明[P39] (事業)ア共通事項5附帯施設 看板、誘導標識、表示板等[P40]	照明はできるだけ昆虫の誘引されにくいナトリウム灯にすること。山間部の駐車帯は常時照明をつけている必要はない。	ご指摘の内容については、生物多様性の確保等の観点から、今後の業務の参考にします。	2
21	(事業)イ集団施設地区(3)糠平集団施設地区7博物館[P47]	博物館前のパークゴルフコースの芝はエゾシカを誘引するので、対策を検討すること。	ご指摘の施設は既設の公園利用施設ですが、ご指摘の内容は今後の業務の参考にします。なお、エゾシカについては、「3 風致景観及び自然環境の保全に関する事項」に記載しています。	1
22	(事業)イ集団施設地区(3)糠平集団施設地区8博物展示施設[P47]	糠平に計画されているビジターセンターは、「自然保護や自然復元を目的とした「自然保護センター」にすること。	当該施設は、「東大雪の自然にふれる」をテーマに自然体験活動や自然保護活動等、プログラム展開の拠点施設として位置づけています。	1
23	(事業)イ集団施設地区(4)十勝三股集団施設地区[P48]	地区内は積極的に森林を復元する地域とし、外来種を早急に除去すること。施設は基本的に必要ない。集団施設地区を返上すること。	当該集団施設地区は、公園計画に位置づけられており、関係機関と調整を行いつつ、必要に応じて整備を検討していくことを考えています。集団施設地区としての扱いは、公園計画の見直しの際に検討していきたいと考えます。	2
24	(事業)イ(4)十勝三股集団施設地区[P48]	十勝三股集団施設地区の事業の種類がない。	ご指摘を踏まえ、事業決定している「園地」を追加します。	1
25	(事業)ウ 黒岳宿舎[P49]	取扱方針に、公衆トイレについての記述を追加すること。	当該トイレについては、北海道が層雲峡勇駒別道路(歩道)事業の中で附帯施設として執行しているものであり、歩道附帯のトイレについては、(2)ア 共通事項 4 道路 (2)歩道 基本的考え方にも記載していることから、原文のとおりとします。	1
26	(事業)ウ 美瑛富士避難小屋[P52]	取扱方針を「…公衆トイレについては、工法及び維持管理等を含めて検討を行う。」に修正すること。	ご指摘を踏まえ、「トイレの位置、構造、処理方法、維持管理の体制等について、検討を行う。」に修正します。	1
27	(事業)ウ単独施設 白雲博物展示施設[P56]	建て替え予定の建物は廃屋であり法的に問題がある。また必要性、自然保護上、景観上からもここに博物展示施設をつくるべきではない。	管理計画に記載される「公園事業取扱方針」は、自然公園法に基づく公園事業を執行する際の方針を示しているものです。当該施設は、公園計画に位置づけられているものであり、ご指摘の内容と同じように、設計、工法について自然環境に影響を与えないよう検討することが示されています。	2
28	(事業)ウヒサゴ沼避難小屋[P56]	将来的に利用調整地区への指定を検討する必要があることを記載すること。	利用調整地区の検討については、公園計画の見直しの際の課題と考えます。	1
29	(事業)ウ上ホロカメットク山避難小屋[P57]	取扱方針に、公衆トイレについて記載すること。	ご指摘を踏まえ、「トイレの位置、構造、処理方法、維持管理の体制等について、検討を行う。」を追加します	1
30	(事業)ウ天人峡線[P59]	「天人峡線」「大雪ダム糠平上土幌線」の欄に記載がない。	天人峡線については、その下の2つの欄に「国立公園界～天人峡温泉入口の区間(道道天人峡美瑛線)」及び「天人峡入口～天人閣の区間(町道天人峡道路)」の2区間に分けて記述しています。 大雪ダム糠平上土幌線については、その下の3つの欄に「国道273号線の区間」、「町道糠平線の区間」及び「町道幌加線の区間」の3区間に分けて記述しています。	1

該当箇所	意見の概要	対応方針	件数
31 (事業)工道路(1)車道 糠平 然別線【P61】	然別湖及び駒止湖周辺はすぐれた生態系や景観を重視する ところであり、道路の改良より生態系の保全を重視すること。	管理計画に記載される「公園事業取扱方針」は、自然公園法に基づく公園事業を執行する 際の方針を示しているものです。ご指摘の内容は、今後の業務の参考にさせていただきます。	1
32 (事業)(3)歩道【P63】	登山道の管理のあり方について、環境省の方針を明記する こと。	ご指摘を踏まえ、平成17年度に策定した「大雪山国立公園登山道管理水準」(以下「管理 水準」という。)に基づき、次のとおり修正します。 ・管理水準においてA 歩道に区分された大雪山縦走線、銀泉台白雲岳線、高原温泉 小泉岳線、天人峡化雲岳線、石狩連峰縦走線、トウラウシ山線、曙橋沼ノ原線について は、「整備に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け、侵食防止のため必要に応じて保 全対策を行う。」を統一的に追加する。 ・管理水準においてB 歩道に区分された愛山溪北鎮岳線、松仙園線、沼ノ原姿見の 池線、中岳裾合平線、高原温泉高根ヶ原線、ヤンベタツプ五色岳線、糠平ウベベサンケ山 線については、「整備に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事 故防止、高山植物保護及び侵食防止のため十分な保全対策を行う。」を統一的に追加す る。 ・管理水準においてB 歩道に区分された原始ヶ原線、層雲峡勇駒別線、雲井ヶ原線、 三国沢ユニ石狩岳線、天人峡勇駒別線、美瑛富士線、白金温泉十勝岳線、美瑛岳線、富 良野岳上ホロカメツク山線、十勝三股ニベツ山線、然別峡ウベベサンケ山線、南ベトウ トル山線、天望山周回線、駒止湖東ヌブカウシヌプリ線、曙橋十勝岳線については、「整備 に当たっては、自然環境の保全に留意することとし、登山利用者の事故防止、高山植物保 護及び侵食防止のため必要に応じて保全対策を行う。」を統一的に追加する。 ・管理水準においてB 歩道に区分された層雲峡ニセイカウシツベ山線、当麻岳線、 西ヌブカウシヌプリ線、北海道自然歩道線については、「整備に当たっては、自然環境の保 全並びに登山利用者の事故防止、高山植物保護及び侵食防止のために必要最小限のも のとなるよう留意する。」を統一的に追加する。 ・管理水準においてC 歩道に区分された勇駒別周回線、羽衣敷島の滝線、望岳台十 勝岳線、三段山線、糠平天宝山線、トムラウシ周回線については、「現道の維持管理と登 山利用者の事故防止及び高山植物保護のために必要な保全対策を行う。」を統一的に追 加する。	1
33 (事業)(3)歩道【P63】	登山道によっては必ずしも整備の必要のないケースも多く、特に 原生的な雰囲気をよく残す区域では、整備自体がその雰囲気を 大きく損なう場合が少なくないので、過剰整備につながりかね ない表現は慎むこと。	上記32の意見の対応と同様	1
34 (事業)(3)層雲峡勇駒別線 【P63】	整備の方針がないので記載すること。	上記32の意見の対応と同様	1
35 (事業)(3)歩道【P63】	公園計画に記載されていないが利用されている幾つかの路線に ついては、公園計画の改訂時に折込み、管理計画にも反映する 予定と記載すること。	公園計画に位置づけられていない個別の歩道の取扱については、公園計画の見直しの際 の課題と考えます。	1
36 (事業)(3)歩道【P63】	「銀河流星の滝線」と「紅葉谷線」の記載がない。	ご指摘を踏まえ、銀河流星の滝線については「層雲峡集団施設地区から銀河流星ノ滝へ の探勝歩道として整備する。整備に当たっては沿線の自然改変を極力避ける。」を、紅葉 谷線については「層雲峡集団施設地区から紅葉谷への探勝歩道として整備する。整備に 当たっては沿線の自然改変を極力避ける。」を追加します。	1

該当箇所		意見の概要	対応方針	件数
37	(事業)(3)歩道【P63】	探勝歩道や登山道等用語を整理し読みやすくすること。	ご指摘を踏まえ、「探勝歩道」及び「登山道」に統一します。	1
38	(事業)(3)歩道「大雪山縦走線」、「トムラウシ山線」【P64、67】	トムラウシ山周辺については、将来的に利用調整地区への指定を検討する必要があることを記載すること。また、実質的な登山口として利用されている登山道について記載すること。	利用調整地区及び公園利用者が利用する林道等に関する検討は、公園計画の見直しの際の課題と考えます。	1
39	(事業)(3)沼ノ平姿見の池線【P64】	案内板、指導標等については、残雪期の沢を越える箇所の道迷いを防ぐために仮設的なものの設置を考えること。	上記32の意見の対応と同様	1
40	(事業)(3)当麻岳線【P64】	登山者も少なく、比較的原始的な雰囲気味わえる貴重な区間なので、それに見合った必要最小限の整備にとどめること。階段工の設置は慎重にすること。	上記32の意見の対応と同様	1
41	(事業)(3)中岳裾合平線【P64】	本歩道が通過する山域は当該国立公園の核心部であり、過剰な整備を行わず、原始的な雰囲気の保護を目的とすること。	上記32の意見の対応と同様	1
42	(事業)(3)大雪山縦走線【P64】	本登山道が通過する山域は大雪山国立公園の核心部であり、現在の原始的な雰囲気の保護を一番の目的とすべきである。木道や案内板等の過剰整備が、この雰囲気を壊す最大の要因の一つであることを、肝に銘じるべきである。	上記32の意見の対応と同様	1
43	(事業)工道路(3)歩道 北海道自然歩道線【P68】	北海道自然歩道の計画はすでに白紙に戻されているうえ、ヒグマの生息地であるため、既存の歩道利用だけにとどめること。	管理計画に記載される「公園事業取扱方針」は、自然公園法に基づく公園事業を執行する際の方針を示しているものであり、当該施設は、公園計画に位置づけられているものです。整備に当たっては、既存の歩道を最大限活用することを方針として示しています。なお、ヒグマについては、「3 風致景観及び自然環境の保全に関する事項」に記載しています。	2
44	(事業)オ運輸施設 索道運送施設 黒岳リフト【P69】	黒岳リフト下部に植栽された高山植物を除去するよう指導すること。	ご指摘の内容については、今後の業務の参考にします。	2

「伊勢志摩国立公園に係る国立公園管理計画案」に対する意見の募集
(パブリックコメント)の実施結果について

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省ホームページに掲載
- ・ 報道発表
- ・ 資料の配付(窓口配布、郵送)

(2) 意見提出期間

平成19年2月20日(火)から平成19年3月21日(水)

(3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

(4) 意見提出先

中部地方環境事務所 国立公園・保全整備課

2. 意見募集の結果

意見提出数 0通

「瀬戸内海国立公園岡山県地域管理計画（案）」に関する
意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1 意見募集方法の概要

（１）意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省ホームページ及び中国四国地方環境事務所ホームページに記載
- ・報道発表
- ・資料の配布（郵送）

（２）意見提出期間

平成19年2月20日（火）～平成19年3月21日（水）17：30まで
郵送の場合は3月21日必着

（３）意見提出方法

郵送、FAX 又は電子メール

（４）意見提出先

〒700-0984 岡山県岡山市桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル1階
中国四国地方環境事務所 国立公園・保全整備課
FAX：086-224-2081
電子メール：REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp

2 意見募集の結果

意見提出数0通

3 その他

パブリックコメントと平行して関係機関と調整を行った結果をふまえて下記の変更（一部削除）を行いましたのでお知らせ致します。

変更箇所	項目	変更前	変更後
p 6 3	別紙 7 (1) 高さ	<p>建物の高さは、海上からみて著しく稜線を分断しない範囲を基本方針とし、その上限はおおむね2.5mとする。(高さの算定は、地上に露出した最高点と最低点の差によるものとするが、高架水槽や昇降機等、建物の管理あるいは機能上特に必要と認められる施設であれば、高さの算定に含まないものとする。)<u>ただし、本地区は傾斜地が多いことから、地形・植生の常用により建物の望見される位置が限られ、施設の位置、修景植栽及び敷地造成等により十分な風致・景観への配慮が行われていると判断される場合は、海上から見て著しく稜線を分断しないという基本方針の範囲内でこの数字を緩和する。</u></p> <p>また、指導上の判断材料とするため、必要に応じて事業者に見え方の検証実験を実施させる。</p>	<p>建物の高さは、海上からみて著しく稜線を分断しない範囲を基本方針とし、その上限は2.5mとする。(高さの算定は、地上に露出した最高点と最低点の差によるものとするが、効果水槽や昇降機等、建物の管理あるいは機能上特に必要と認められる施設であれば、高さの算定に含まないものとする。)</p> <p>また、指導上の判断材料とするため、必要に応じて事業者に見え方の検証実験を実施させる。</p>